

議案第16号

調布市消防団に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年2月28日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

報酬の額を引き上げるとともに機能別団員を新たに設置するほか、所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市消防団に関する条例の一部を改正する条例

調布市消防団に関する条例（昭和30年調布市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「又は勤務」を「若しくは勤務し，又は市内の学校（専修学校及び各種学校を含む。）に在学」に改め，同条の次に次の1条を加える。

（機能別団員）

第3条の2 この条例において「機能別団員」とは，消防団員のうち市長が別に定める特定の消防団活動に従事する者をいう。

第4条を次のように改める。

（定員）

第4条 消防団の定員は，304人以内において規則で定める。

第5条第1項中「4年」を「2年」に改める。

第7条の2の次に次の1条を加える。

（休団）

第7条の3 長期間消防団活動に従事することができない消防団員は，1年（任命権者が特別の事情があると認めた場合にあつては，1年を超えて任命権者が定める期間）を超えない範囲内で，消防団活動の休止（以下「休団」という。）をすることができる。

2 消防団員が休団しようとするときは，あらかじめ，文書により任命権者に申し出て，その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも，また同様とする。

第8条中「届け」を「申し」に，「許可」を「承認」に改める。

第10条中「に署名」を「を提出」に改める。

第11条中「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第12条各号列記以外の部分、第13条及び第14条第4号中「水火災その他の」を削る。

第15条第2項を次のように改める。

2 消防団員の報酬は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 1月を単位として支給する報酬 次に掲げる消防団員の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 団長 3万3,700円

イ 副団長 2万5,300円

ウ 分団長 1万6,700円

エ 副分団長 1万2,300円

オ 部長 1万500円

カ 班長 9,700円

キ 団員（機能別団員を除く。） 8,900円

ク 機能別団員 1,500円

(2) 消防団員が災害のため出動し、又は警戒、訓練若しくは点検の職務に従事する場合において支給する報酬 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 大規模な災害の場合 1日につき8,000円

イ 災害の場合（アに掲げる場合を除く。） 1回につき3,000円

ウ 警戒の場合 1日につき3,000円

エ 訓練の場合 1日につき3,000円

オ 点検の場合 1日につき2,000円

第15条第3項中「9月及び3月」を「4月及び10月」に、「当該月」を「当該月の前月」に改め、同条第4項中「第2項」を「第2項第1号」に改め、同条中第5項を第7項とし、第4項の次に次の2項を加える。

5 第2項第1号の報酬は、消防団員が休団した日の属する月から再び職務に従事した日の属する月の前月までの月分については、これを支給しない。

ただし、これらの日が同一の月に属する場合は、この限りでない。

- 6 第2項第1号の報酬は、消防団員が停職となった日の属する月分については、これを支給しない。ただし、同日及び再び職務に従事した日が同一の月に属する場合は、この限りでない。

第16条を削り、第17条を第16条とし、第18条を第17条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の調布市消防団に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条の規定は、この条例の施行の日以後に任命される団長及び副団長について適用し、同日前に任命された団長及び副団長については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第15条の規定は、令和4年4月以後の月分として支給すべき報酬から適用し、同月前の月分として支給すべき報酬については、なお従前の例による。
- 4 この条例による改正前の調布市消防団に関する条例の規定により、令和4年3月以前の月分として支給すべき手当については、なお従前の例による。